

事務連絡
令和8年3月30日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
(各地方整備局等水道担当経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日「水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和8年環境省令第7号)が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これを踏まえ、環境省から「水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」が別添のとおり発出されましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道設置者に対して、本件を周知していただくようお願いいたします。

[添付資料]

- ・水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）
- ・水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

TEL : 03-5253-8111 (34435, 34438, 34439)

担当 : 山口、小林、小泉

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp